



金沢市公報

号外第33号

平成19年(2007年)11月30日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

◎ 目 次

● 告 示

○都市計画の決定について (都市計画課) 1

告 示

●金沢市告示第271号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第19条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成19年11月30日

金沢市長 山 出 保

都市計画の種類	都市計画を決定する土地の区域	縦覧場所
金沢市都市計画特別用途地区(大規模集客施設制限地区)の決定	金沢市乙丸町、神野町、神野1丁目、北町、北安江2丁目、黒田1丁目、古府1丁目、古府3丁目、古府西1丁目、桜田町3丁目、示野中町、示野中町1丁目、示野中町2丁目、新保本3丁目、新保本4丁目、大和町、東力2丁目、長田本町、疋田3丁目、福久東1丁目、藤江南1丁目、藤江南2丁目、二口町、増泉5丁目、松島1丁目、松島2丁目、松島3丁目、南広岡町、向中町、本江町、元菊町、森戸1丁目、米泉町10丁目、若宮1丁目、若宮2丁目の全部並びに浅野本町、浅野本町2丁目、荒屋1丁目、泉本町4丁目、泉本町5丁目、泉本町6丁目、泉本町7丁目、出雲町、糸田2丁目、糸田新町、畝田東4丁目、畝田中1丁目、畝田中3丁目、畝田西1丁目、畝田西2丁目、畝田西3丁目、梅田町、駅西本町1丁目、駅西本町2丁目、駅西本町3丁目、駅西本町5丁目、駅西本町6丁目、大友町、大野町4丁目、大野町7丁目、大場町、沖町、押野2丁目、桂町、金石西1丁目、金石東1丁目、金石本町、上荒屋5丁目、上安原南、神谷内町、神田1丁目、神田2丁目、観法寺町、北森本町、北安江3丁目、北安江4丁目、京町、黒田2丁目、鞍月3丁目、小坂町、古府2丁目、古府町、御供田町、桜田町、桜田町1丁目、桜田町2丁目、三社町、示野町、昭和町、白菊町、新保本5丁目、進和町、寺中町、神宮寺2丁目、神宮寺3丁目、千木1丁目、千日町、高島1丁目、高島2丁目、高島3丁目、高柳町、玉鉾1丁目、玉鉾2丁目、玉鉾4丁目、近岡町、塚崎町、東力町、戸水1丁目、戸水2丁目、直江町、直江北1丁目、中橋町、中村町、中屋町南、長田1丁目、長田2丁目、長土堀2丁目、長土堀3丁目、七ツ屋町、鳴和1丁目、鳴和2丁目、鳴和台、西泉4丁目、西泉5丁目、西泉6丁目、西金沢1丁目、西金沢2丁目、西金沢新町、二宮町、額新保1丁目、野町5丁目、八田町、疋田1丁目、疋田2丁目、福久町、福久2丁目、福増町、藤江北1丁目、藤江北2丁目、藤江北3丁目、藤江南3丁目、法光寺町、保古1丁目、保古3丁目、間明町、間明町2丁目、増泉1丁目、増泉2丁目、増泉3丁目、増泉4丁目、松村町、松村1丁目、松村2丁目、松村3丁目、松村5丁目、大豆田本町、三池町、御影町、湊1丁目、湊2丁目、南新保町、南森本町、無量寺町、百坂町、森戸2丁目、諸江町、矢木3丁目、薬師堂町、柳橋町、横川3丁目、横川6丁目、横川7丁目、吉原町、米泉町1丁目、米泉町2丁目、米泉町5丁目、米泉町6丁目、米泉町7丁目、米泉町8丁目、若宮町及び割出町の各一部	金沢市役所 都市整備局 都市計画課

平成19年(2007年)11月30日 印刷
平成19年(2007年)11月30日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
カネモト印刷(株)